



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令  
(環境三二)

〔告 示〕

○公共工事の入札及び契約の適正化を  
図るための措置に関する指針を変更  
する件 (総務・財務・国土交通一)  
○無形文化財の文化財登録原簿への登  
録及び保持団体の認定の件  
(文部科学一七三)

○公共工事の品質確保の促進に関する  
施策を総合的に推進するための基本  
的な方針を変更する件  
(国土交通一三四〇)

○中部国際空港の飛行場灯火について  
告示した事項に変更を加えた件  
(同一三四一)

○航路標識に関する件  
(海上保安庁五七)

三

三

三

二

一

〔公 告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項、参加者の有無を  
確認する公募手続に係る参加意思確  
認書の提出を求める公示関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

公認会計士等の登録及び登録抹消、  
弁理士登録、令和六年度公害防止管  
理者等国家試験合格者、日本弁護士  
連合会懲戒処分、公立学校共済組合  
役員の退職及び就職について関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、  
無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

八

八

七

三

三

五

七

省

令

○環境省令第三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十二条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第六条第一項第一号ロ及び第二号ホ(2)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十六日

環境大臣 浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第四（第七条の二の四関係）</b>			
一〇十七	(略)	一〇十七	(略)
十八	真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）	(新設)	(新設)
十九〇四十四	(略)	十八〇四十三	(略)
備考 二十の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。		備考 十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。	
<b>別表第五（第七条の八の三関係）</b>			
一〇十一	(略)	一〇十一	(略)
十二	ひずみゲージ式センサ	(新設)	(新設)
十三	真空ポンプ	(新設)	(新設)
十四	ホイール・バランス	(新設)	(新設)
十五	推進薬	(新設)	(新設)
十六〇二十三	(略)	十二〇十九	(略)
(前号)		十三〇七	ひずみゲージセンサ
二十四〇二十七	(略)	二十一〇二十四	(略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

告 示

○財総務省省告示第一号  
国土交通省

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第十八条第一項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成十三年総務省・財務省・国土交通省告示第一号）を次のように変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和六年十二月十六日

総務大臣 村上誠一郎  
 財務大臣 加藤 勝信  
 国土交通大臣 中野 洋昌

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 目次

- 第 1 適正化指針の基本的考え方  
 第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置  
 1 主として入札及び契約の適正化並びに契約の透明性の確保に関する事項  
 (1) 入札及び契約の適正化並びに契約の内容に関する情報の公表に関する事項

- (2) 入札及び契約の適正化並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関する事項  
 2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項  
 (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関する事項  
 (2) 入札及び契約の適正化に関する苦情を適切に処理する方策に関する事項  
 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項  
 (1) 談合情報等への適切な対応に関する事項  
 (2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関する事項  
 (3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関する事項  
 (4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関する事項  
 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関する事項  
 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項  
 (1) 適正な予定価格の設定に関する事項  
 (2) 入札金額の内訳書の提出に関する事項  
 (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関する事項  
 (4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保に関する事項  
 (5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関する事項